

令和3年度 第8回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和4年1月21日（金） 午後2時00分から午後3時00分まで

2 場 所

Web会議形式により開催

3 出席者

委員：葉山委員長、菊地副委員長、
井上委員、大瀧委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、八田委員、
酒井委員、安立委員、岡山委員、本間委員（12名）

事務局：環境生活部 石崎次長
環境政策課 板倉課長、小泉副課長、坂元班長、石橋主査、
岩城副主査

傍聴人：7名

4 議 題

- (1) (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）
- (2) その他

5 結果概要

- (1) (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について（審議）
事務局から資料に沿って説明があり、答申案審議が行われた。
- (2) その他
特になし

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料1 (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2 (仮称) 東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書 委員から寄せられた質疑・意見に対する都市計画決定権者の見解

- 資料3 (仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見
- 資料4 (仮称)東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見(答申案)
- 参考資料1 市町長意見の提出状況
- 参考資料2 住民等意見の提出状況

別紙 審議等の詳細

議題（１）：（仮称）東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業に係る環境影響評価方法書について（答申案審議）

○事務局より資料１～４について説明。

（委員）

資料４答申案１ページ目、前文の末尾、「なお、」以降の記載について、ここで改行することに違和感がある。また、「なお」という接続詞は、重要な文の前に付されるものという認識があり、適切であると思えない。

（委員）

委員の指摘について、「なお」以降の文とその直前の文とで、「必要がある」という文末が続くことに違和感の要因があるのではないか。

（事務局）

指摘を踏まえ、「なお」以降の文については、前文から削除し、４ページ目に記載する「＜別記＞留意事項」の直下に「環境影響評価制度に基づく事項のほか、以下の事項について留意すること」という形で記載する。

（委員）

委員、今の事務局の提案についてどうか。

（委員）

差し支えない。

（委員）

山武市長意見及び住民等意見については、答申においてどのような扱いとなるか。

（事務局）

資料３において色分けして記載しているが、青色が山武市長の意見、黄色は山武市長及び住民等意見の両意見を踏まえた指摘として、それぞれ答申案に反映している。

(委員)

山武市長の意見で成東・東金食虫植物群落（以下、「群落」と記載する。）への影響を懸念する記載があるが、このうち、群落における植生調査については、答申案で触れていないように見える。また、答申案の「十分配慮すること。」という表現は、観念的に配慮すれば足りると捉えられてしまうおそれがある。実際、植生調査や地下水について具体的に調査方法を変更させる必要があるのか、あるいは、現在示されている調査方法は確立された方法で、十分と捉えられるのか。

(事務局)

植生調査について、事業区域から群落まではある程度距離が離れており、調査範囲を群落まで広げさせることは難しいと考える。また、地下水位の調査について、方法書5-51ページで示すように事業区域から200メートルの範囲を調査範囲としており、これについては同様のアセス案件においても一般的に採用される方法であると認識している。方法書時点での調査方法としては妥当と考えられる。なお、地下水について補足であるが、地下水の揚水は通常時は行われず、上水道の断水時のみとしている。

(委員)

評価にあたっては、群落への影響の観点を盛り込む必要があると考える。準備書における調査、予測の結果で周囲への影響が相当程度見込まれる場合には、群落への影響について必要な確認を行ってもらおうという流れでよいか。

(事務局)

よい。

(委員)

地下水の揚水について、地下水は非常時における上水道の代替水源であり、通常は使用しないという認識でよいか。また、上水道が断水する場合には、併せて停電が発生していることが想定されるが、その際は、発電施設又は蓄電した電気等により揚水が可能となるのか。

(事務局)

まず、地下水の利用については、断水時の代替水源として方法書2-29ページに明記されており、また、停電時の対策についても、方法書2-47ページ「災害対策」において、始動用電源を確保するなどの記載がされている。

(委員)

それでは、意見が出尽くしたので、先ほど議論があった前文の記載に係る修正を行い、これをもって答申としてよろしいか。

確認のため、事務局から修正内容を発言していただきたい。

(事務局)

資料4、1ページ目「なお」以降の文を削除し、4ページ目「＜別記＞留意事項」の直下に「環境影響評価制度に基づく事項のほか、以下の事項について留意すること」という記載を追加する。

(委員)

資料4、1ページ目末尾の「記」という記載を次ページ先頭におくった方がよいのではないか。

(事務局)

指摘のとおり修正する。

(委員)

以上の修正を踏まえ、答申としてよろしいか。

異議がないことが確認されたので、これをもって審議を終了する。

以上